

平成28年8月18日

簡易ガス事業の廃止の許可について

中部経済産業局及び中部近畿産業保安監督部から、株式会社にお商店（法人番号 4220001017760）による簡易ガス事業の廃止の許可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、許可をすべきと考えられるため、別紙の通り中部経済産業局長及び中部近畿産業保安監督部長に意見を回答いたしました。

別紙
官 印 省 略
20160809北陸第3号
平成28年8月18日

中部経済産業局長 殿

中部近畿産業保安監督部長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

簡易ガス事業の廃止の許可について（回答）

平成28年8月8日付け20160802北陸第1号及び20160802
中近産保第1号により貴職から当委員会に意見を求められた簡易ガス事業の廃
止の許可の申請については、許可することに異存はありません。